

議案第36号

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年6月13日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、主務大臣が改められたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。